

第 1 回常陸大宮市議会定例会議案

令和 8 年 2 月 2 5 日

常 陸 大 宮 市

○目次

議案第4号	令和8年度常陸大宮市一般会計予算	別冊
議案第5号	令和8年度常陸大宮市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第6号	令和8年度常陸大宮市介護保険特別会計予算	別冊
議案第7号	令和8年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第8号	令和8年度常陸大宮市上水道事業会計予算	別冊
議案第9号	令和8年度常陸大宮市下水道事業会計予算	別冊
議案第10号	常陸大宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	P1
議案第11号	常陸大宮市公告式条例等の一部を改正する条例	P13
議案第12号	常陸大宮市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部を改正する条例	P21
議案第13号	常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	P27
議案第14号	常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例	P35
議案第15号	常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例	P45
議案第16号	常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	P51
議案第17号	常陸大宮市火入れに関する条例の一部を改正する条例	P59
議案第18号	常陸大宮市やすらぎの里公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P65
議案第19号	常陸大宮市パークアルカディアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	P69
議案第20号	常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	P73
議案第21号	常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例	P77
議案第22号	常陸大宮市特別会計条例を廃止する条例	P83

議案第23号	常陸大宮市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例	P85
議案第24号	常陸大宮市過疎地域持続的発展計画の変更について	P87
議案第25号	財産の取得について	P89
議案第26号	市道路線の認定について	P93
議案第27号	市道路線の変更について	P99
議案第28号	市道路線の廃止について	P103
議案第29号	公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について	P109
議案第30号	指定管理者の指定について	P111
議案第31号	指定管理者の指定について	P113
議案第32号	指定管理者の指定について	P115
議案第33号	指定管理者の指定について	P117
議案第34号	指定管理者の指定について	P119
議案第35号	令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算(第9号)	別冊
議案第36号	令和7年度常陸大宮市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	別冊
議案第37号	令和7年度常陸大宮市介護保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第38号	令和7年度常陸大宮市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	別冊
議案第39号	令和7年度常陸大宮市下水道事業会計補正予算(第3号)	別冊
議案第40号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	P121

議案第10号

常陸大宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

常陸大宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、乳児等のための支援給付が創設されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 法第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (3) 支給対象小学校就学前子ども 法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。
- (4) 特定乳児等通園支援 法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。
- (5) 特定乳児等通園支援事業 特定乳児等通園支援を行う事業をいう。
- (6) 特定乳児等通園支援事業者 法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。
- (7) 乳児等支援給付認定子ども 法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。
- (8) 乳児等支援給付認定保護者 法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は

福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により

市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第3

0条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

- 第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳

児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容

- (3) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類，支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対し，適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう，特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所ごとに，当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし，特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために，その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は，第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，職員の勤務の体制，第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに，電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい，放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては，乳児等支援給付認定子ども

の国籍，信条，社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって，差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は，乳児等支援給付認定子どもに対し，児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように，必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は，特定教育・保育施設等，他の特定乳児等通園支援事業者，地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して，乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には，あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は，その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が，その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように，その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は，利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。），教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。），地域型保育事業者（法第7条第5項に規定する地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（法第7条第11項に規定する乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し，支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定

乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合

に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子

計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

常陸大宮市公告式条例等の一部を改正する条例

常陸大宮市公告式条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会基本法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）の趣旨を踏まえ、本市においてもアナログ規制の見直しを推進するに当たり、常陸大宮市公告式条例（昭和 3 0 年大宮町条例第 1 号）ほか関係する 3 条例を改正するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市公告式条例等の一部を改正する条例

(常陸大宮市公告式条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市公告式条例(昭和30年大宮町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例の公布は、市ホームページに設置した電子掲示板に掲示することにより行うものとする。ただし、災害等特別な事由により電子掲示板に掲示することができないときは、別表の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(常陸大宮市行政手続条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市行政手続条例(平成9年大宮町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」を「第15条第3項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第3項及び第4項」に、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「同項中「とき」とあるのは「」に改め、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を

「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

(常陸大宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 常陸大宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年常陸大宮市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条中「次に掲げる」を「市ホームページへの掲載による」に改め、同条各号を削る。

(常陸大宮市税条例の一部改正)

第4条 常陸大宮市税条例(平成元年大宮町条例第32号)の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)」を「施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 令和8年5月21日
 - (2) 第4条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (経過措置)
- 2 第2条による改正後の常陸大宮市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定(これらの規定を同条例において準用する場合を含む。)は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした

通知については，なお従前の例による。

- 3 第4条による改正後の常陸大宮市税条例第18条の規定は，第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し，同日前にした公示送達については，なお従前の例による。

議案第 1 2 号

常陸大宮市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）が一部改正され、仕事と育児・介護の両立支援制度が拡充されたことに伴い、当該制度を運用するに当たり、常陸大宮市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年大宮町条例第 3 号）の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第8条の4 任命権者は、常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大宮町条例第1号。以下この条において「育児休業条例」という。）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

第15条第1項中「定める者」の次に「（次条第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第15条の2を第15条の4とし、第15条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第15条の2 任命権者は、職員から配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出があったときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が一部改正され、育児部分休業制度が拡充されたことに伴い、当該制度を運用するに当たり、常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大宮町条例第1号）の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(常陸大宮市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 常陸大宮市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年大宮町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「(常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大宮町条例第3号)の規定の例により介護休暇、介護時間又は組合休暇の承認を受けた場合を除く。)」を削り、同条第2項中「職員が」の次に「常陸大宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年大宮町条例第3号)の規定の例により介護休暇、介護時間又は組合休暇の承認又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項に規定する」を加え、「(当該職員がその小学校就学の始期に達するま

での子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことをいう。）」を削る。

議案第14号

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、常陸大宮市介護保険条例（平成12年大宮町条例第2号）の一部を改正する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市介護保険条例（平成12年大宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号ア中「とする。以下この項において」を「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下」に改める。

附則第9条第1項中「に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」の次に「（次条及び附則第11条において「給与所得」という。）」を加える。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第10条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合

には、零とする。以下同じ。」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とあるのは、「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に

所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市に住所を有しない者を除く。）であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等

の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第15号

常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

茨城県が示す医療福祉費支給に関する条例準則において、医療福祉費の支給に係る所得制限額の算定等に関する規定が見直されたことを受け、本市においても同様の見直しを講ずるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例（平成16年大宮町条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条中「常陸大宮市」を「市」に、「（以下「社会保険各法」という。）」を「（次条第1項において「社会保険各法」という。）（以下これらを「医療保険各法」という。）」に改める。

第4条第1項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法」及び「国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法」を「医療保険各法」に改め，同条第3項中「国民健康保険法，高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第5条第1項第1号中「7月1日（前々年の所得にあっては，前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき，国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に」を「規則で」に，同項第2号中「，児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）による改正前の特別児童扶養手当法等の支給に関する法律施行令（以下「旧特別児童扶養手当施行令」という。）第2条第1項に定める額に533,000円を加えた」を「規則で定める」に，「，旧特別児童扶養手当施行令第2条第2項に」を「規則で」に改め，同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に規定する所得は，地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外とし，所得の額の計算方法は，規則で定める。

第9条を次のように改める。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療費支給については、なお従前の例による。

議案第16号

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、常陸大宮市国民健康保険税条例（昭和41年大宮町条例第13号）の一部を改正する必要が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例（昭和41年大宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「，」に改め，「介護納付金」という。）の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち，国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「被保険者均等割」を「被保険者均等割額」に改め，同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は，世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に，当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第11条を第11条の2とし，第10条を第11条とし，第9条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第10条 第2条第5項の所得割額は，基礎控除後の総所得金額等に100分の0.26を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第10条の2 第2条第5項の被保険者均等割額は，被保険者1人について1,600円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第10条の3 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について100円とする。

第12条第2項中「次条」を「第13条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(前納に係る納期)

第12条の2 前条第1項の規定にかかわらず、法第318条の規定により個人の市町村民税の賦課期日とされている当該年度の初日の属する年の1月1日に日本国内に住所を有していなかった者が世帯主となっている世帯（以下「世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯」という。）においては、普通徴収によって徴収する国民健康保険税の納期は、同項に掲げる第1期とする。ただし、当該世帯において、特別の事情があると市長が認める場合においては、当該世帯における国民健康保険税の納期は、同項に掲げる納期とする。

2 前条第2項の規定にかかわらず、世帯主が1月1日に日本国内に住所を有していなかった世帯において、次条の規定によって国民健康保険税を課するときは、その納期について、前条第1項に掲げる期間のうち、当該算定を行った日の翌日以降を始期とする期間で最も早く到来するもの又は当該期間よりも早い期間を納期と定め、これを通知しなければならない。ただし、当該世帯において特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

第23条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「，」に改め、「17万円）」の次に「及び同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 1, 120円

第23条第1項第2号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 800円

第23条第1項第3号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）
1人について 320円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 240円
- イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 400円
- ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 640円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 800円

第23条第3項各号列記以外の部分中「地方税法施行令」を「令」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第8条」の次に「第10条」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第17号

常陸大宮市火入れに関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火入れに関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

常陸大宮市火災予防条例（平成16年大宮町条例第47号）の一部改正により、林野火災に関する注意報の発令が可能となったことを受け、当該注意報が発令された際に火入れの制限を行うことができるよう規定を整備するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市火入れに関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火入れに関する条例（昭和59年大宮町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

第3条各号列記以外の部分中「のすべてに該当する」を「に掲げる要件の全てを満たす」に改める。

第4条第1項中「様式第2号による許可証（以下「火入許可証」という。）を」を「火入許可証を申請者に」に改める。

第5条中「第21条」を「第21条第1項」に改める。

第10条第3項を次のように改める。

3 火入責任者は、次に掲げる事項を確認した後でなければ火入れをしてはならない。

- (1) 次条に定める防火帯の設置が適正になされていること。
- (2) 第12条に定める火入従事者の配置が適正になされていること。
- (3) 現地の気象状況に異常が認められないこと。

第14条第1項中「期間中」を「対象期間中」に、「, 異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき, 又は火災に関する警報」に、「場合に」を「とき」に改め、同条第2項中「とき又は」を「とき, 」に、「, 異常乾燥注意報又は火災警報」を「若しくは乾燥注意報が発表されたとき, 又は火災に関する警報」に、「ときに」を「とき」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の対象期間中であっても、山林、原野等における火災（第4項において「林野火災」という。）に関する注意報が発令されたときは、火入れを行わないよう努めなければならない。

第14条に次の1項を加える。

4 火入責任者は、火入れ中に林野火災に関する注意報が発令されたときは、速やかに消火するよう努めなければならない。

第16条第1項中「その旨」を「その旨を」に改める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

常陸大宮市やすらぎの里公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市やすらぎの里公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

やすらぎの里公園について、民間提案制度の実施に伴い、次期指定管理者に選定した事業者から、利用料金の見直しの提案を受けたことを踏まえ、弾力的な料金設定を可能とするため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市やすらぎの里公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市やすらぎの里公園の設置及び管理に関する条例（平成17年常陸大宮市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表第2に掲げる」を削り、同条第2項中「掲げる額」を「掲げる基準額に2.0を乗じて得た額」に改める。

別表第2中

「

施設の利用料金

施設名	利用料金	備考
-----	------	----

」

を

「

施設の利用料金の基準額

施設名	利用料金の基準額	備考
-----	----------	----

」

に、

「

年間利用料金

」を

「

年間利用

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

常陸大宮市パークアルカディアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市パークアルカディアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

陶芸工房については、現在の利用状況が市民団体等によるもののみであり、観光レクリエーション施設としての利用が見込めないことから、その位置付けを見直すため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市パークアルカディアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市パークアルカディアの設置及び管理に関する条例（令和5年常陸大宮市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。
別表中陶芸工房の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

山方小学校及び御前山小学校で先行し実施している学校運営協議会制度を全小中学校で導入していくに当たり、学校運営協議会の委員を非常勤の特別職の職員として任命するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年大宮町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表教育支援委員会の委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会の委員	日額	3,000円	一般職員
------------	----	--------	------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 21 号

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 25 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）の一部改正等に伴い、常陸大宮市火災予防条例（平成 16 年大宮町条例第 47 号）の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例（平成16年大宮町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備のうち簡易サウナ設備以外のものをいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条各号列記以外の部分中「その使用又は」を削り、「するもの」を「する者」に改め、同条第6号の次に次の1号を加える。

（6の2） 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 2 2 号

常陸大宮市特別会計条例を廃止する条例

常陸大宮市特別会計条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

公営墓地特別会計及び温泉事業特別会計については、一般会計と区分して経理してきたが、いずれも歳入の一部を一般会計からの繰入金に頼っている現状等に鑑み、両特別会計を廃止し、一般会計に編入するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市特別会計条例を廃止する条例

常陸大宮市特別会計条例（昭和39年大宮町条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の常陸大宮市特別会計条例第1条第1号に掲げる公営墓地特別会計及び同条第2号に掲げる温泉事業特別会計に係る令和7年度の出納整理については、なお従前の例による。

議案第 23 号

常陸大宮市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例

常陸大宮市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 2 月 25 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

農業集落排水事業に係る地方債の償還に充てる財源を確保するため設置している「農業集落排水事業減債基金」については、その活用により積立額がなくなることから、当該基金を廃止するため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市農業集落排水事業減債基金条例を廃止する条例

常陸大宮市農業集落排水事業減債基金条例（平成19年常陸大宮市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 24 号

常陸大宮市過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、別冊のとおり常陸大宮市過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、令和 3 年度に策定した現計画の期間が令和 7 年度をもって満了するため、その一部を変更し、令和 8 年度から令和 12 年度までを計画期間とする次期計画を策定するものです。

議案第25号

財産の取得について

道の駅常陸大宮グラウンドゴルフ場用地について、下記とおり土地を追加して取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 追加取得する土地の表示
常陸大宮市岩崎543番1 外1筆
1,584平方メートル
(変更後の取得する土地の表示一覧 別紙1のとおり)
- 2 追加する土地の取得価格
一金3,279,000円
(変更後の取得価格 一金28,928,060円)
- 3 追加する契約の相手
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
(変更後の契約の相手一覧 別紙2のとおり)

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

別紙1 変更後の取得する土地の表示一覧

番号	大字	地番	地目	地積 (m ²)	備考
①	岩崎	5 4 0 番	畑	4 6 2	
②	岩崎	5 4 1 番	畑	2 8 2	
③	岩崎	5 4 2 番	畑	2, 1 3 3	
④	岩崎	5 4 4 番 1	畑	6 3 9	
⑤	岩崎	5 4 4 番 2	雑種地	1 4 7	
⑥	岩崎	5 4 5 番 1	畑	5 7 5	
⑦	岩崎	5 4 6 番 1	畑	9 7 6	
⑧	岩崎	5 4 7 番 1	畑	8 7	
⑨	岩崎	5 4 7 番 2	畑	2 3 0	
⑩	岩崎	5 4 7 番 3	畑	2 0 5	
⑪	岩崎	5 4 8 番 1	畑	4 6 1	
⑫	岩崎	5 4 9 番 1	畑	5 1 3	
⑬	岩崎	5 5 0 番 1	畑	9 3 2	
⑭	岩崎	5 5 0 番 2	畑	8 9 2	
⑮	岩崎	5 5 1 番	畑	1, 4 2 0	
⑯	岩崎	5 5 3 番	宅地	9 3 0. 0 0	
⑰	岩崎	5 5 6 番 1	畑	1, 0 2 5	
⑱	岩崎	5 5 6 番 2	畑	4 3 1	
⑲	岩崎	5 5 7 番 5	畑	1 1 1	
⑳	岩崎	5 4 3 番 1	畑	1, 5 7 0	追加
㉑	岩崎	5 4 3 番 2	雑種地	1 4	追加
合計 21筆 (19)				14, 035 (12, 451)	()は 変更前

別紙2 変更後の契約の相手一覧

別紙1 の番号	住 所	氏 名	備考
①～⑥ ⑧～⑱	●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●	
⑦	●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●	
⑲	●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●	
⑳・㉑	●●●●●●●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●	追加

議案第 26 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
11226 号線	中富町 981 番 14 地先	中富町 981 番 15 地先	347.33	6.00～ 13.00
11227 号線	中富町 981 番 16 地先	中富町 981 番 17 地先	78.70	5.20～ 12.60
11228 号線	中富町 981 番 29 地先	中富町 981 番 30 地先	43.42	6.20～ 9.20
11229 号線	中富町 1067 番 1 地先	南町 1068 番 5 地先	23.80	1.54～ 4.32

令和 8 年 2 月 25 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

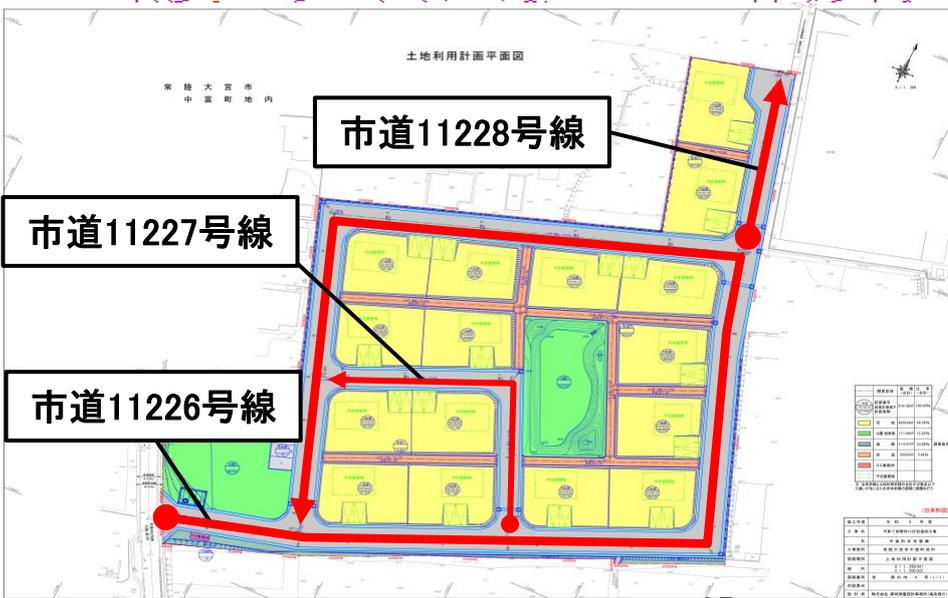
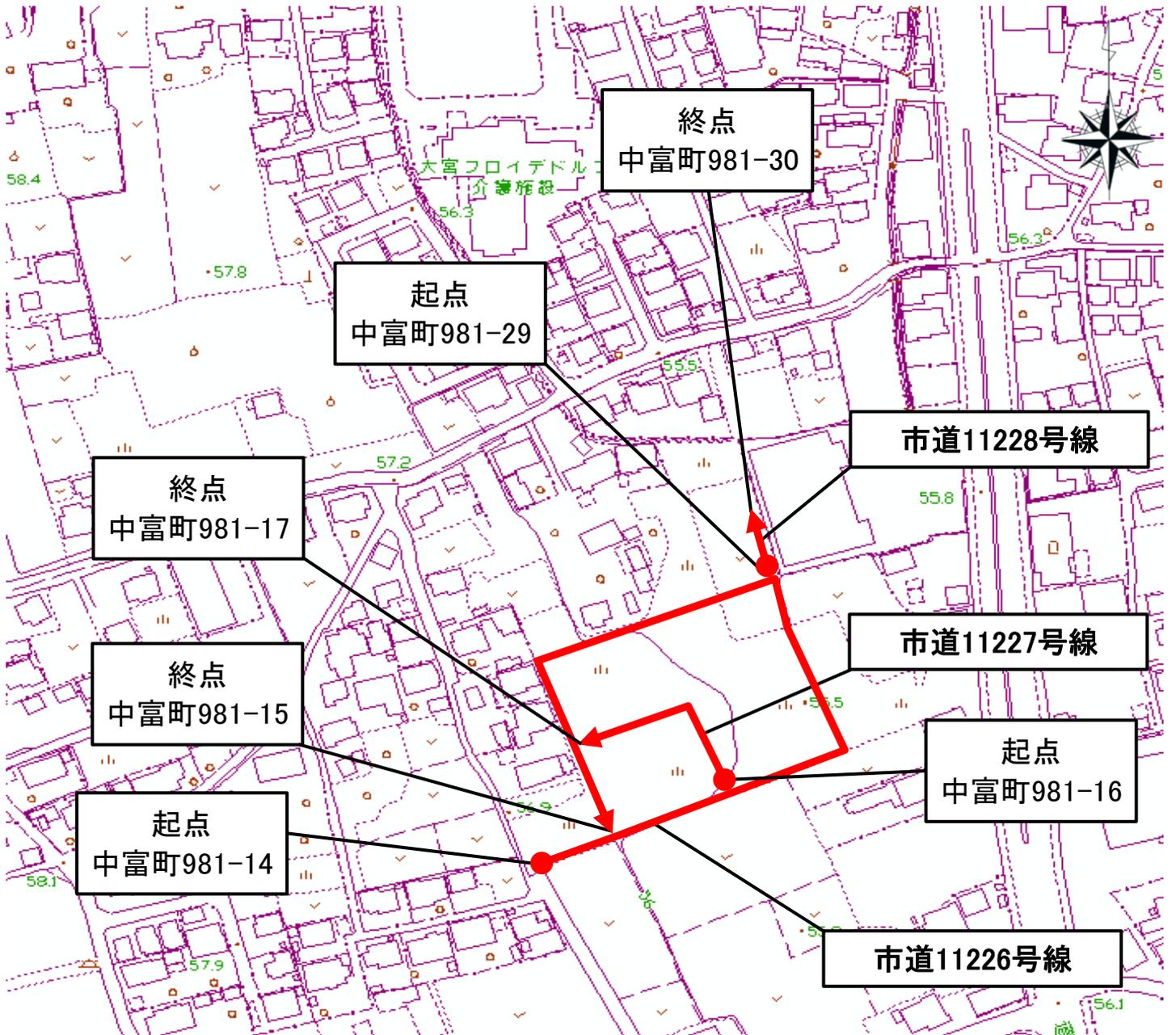
（提案理由）

新たに路線を認定し、公共の用に供するものです。

認定路線位置図



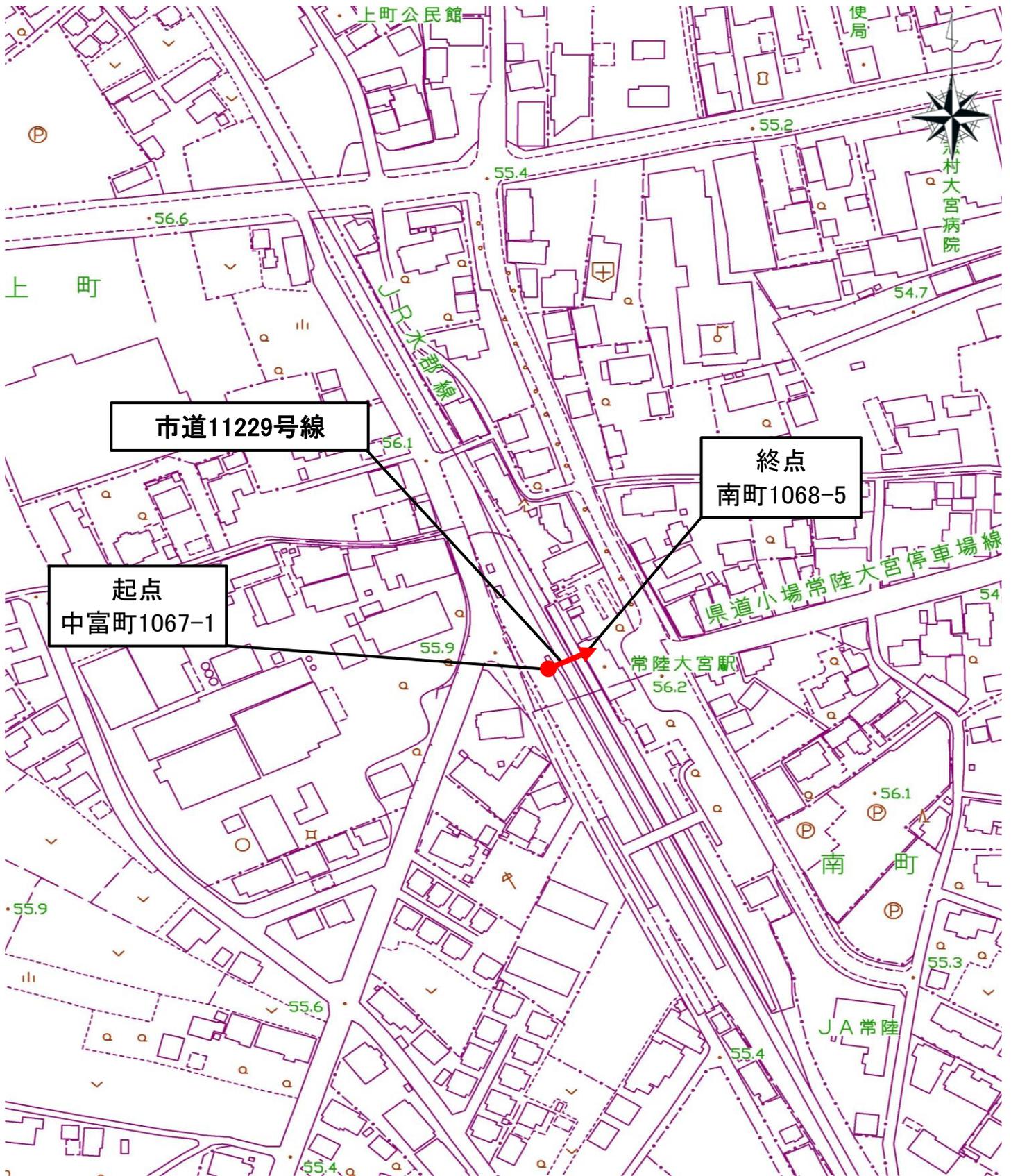
認定路線図



認定路線位置図



認定路線図



議案第 27 号

市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	旧新別	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
40167 号線	旧	氷之沢字関沢 311 番 4 地先	氷之沢字上石宇 3126 番 2 地先	321.49	0.00
	新	氷之沢字関沢 311 番 4 地先	氷之沢字下河原 164 番 1 地先	270.00	2.50～ 18.00
40169 号線	旧	氷之沢字上ノ原 159 番 1 地先	氷之沢字上ノ原 161 番 2 地先	44.51	4.60～ 12.70
	新	氷之沢字上ノ原 105 番 4 地先	氷之沢字上ノ原 161 番 2 地先	99.51	2.10～ 19.00

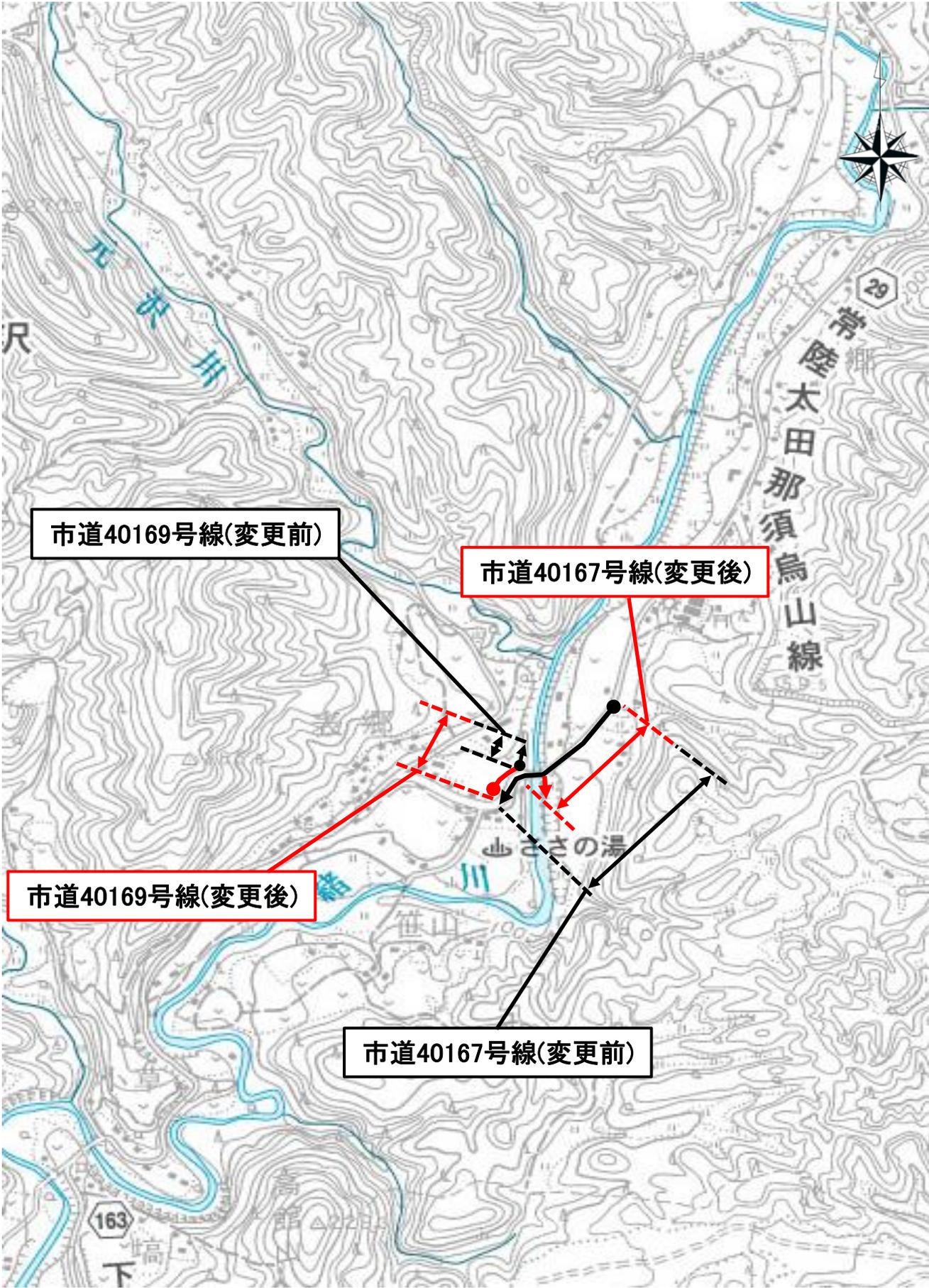
令和 8 年 2 月 25 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

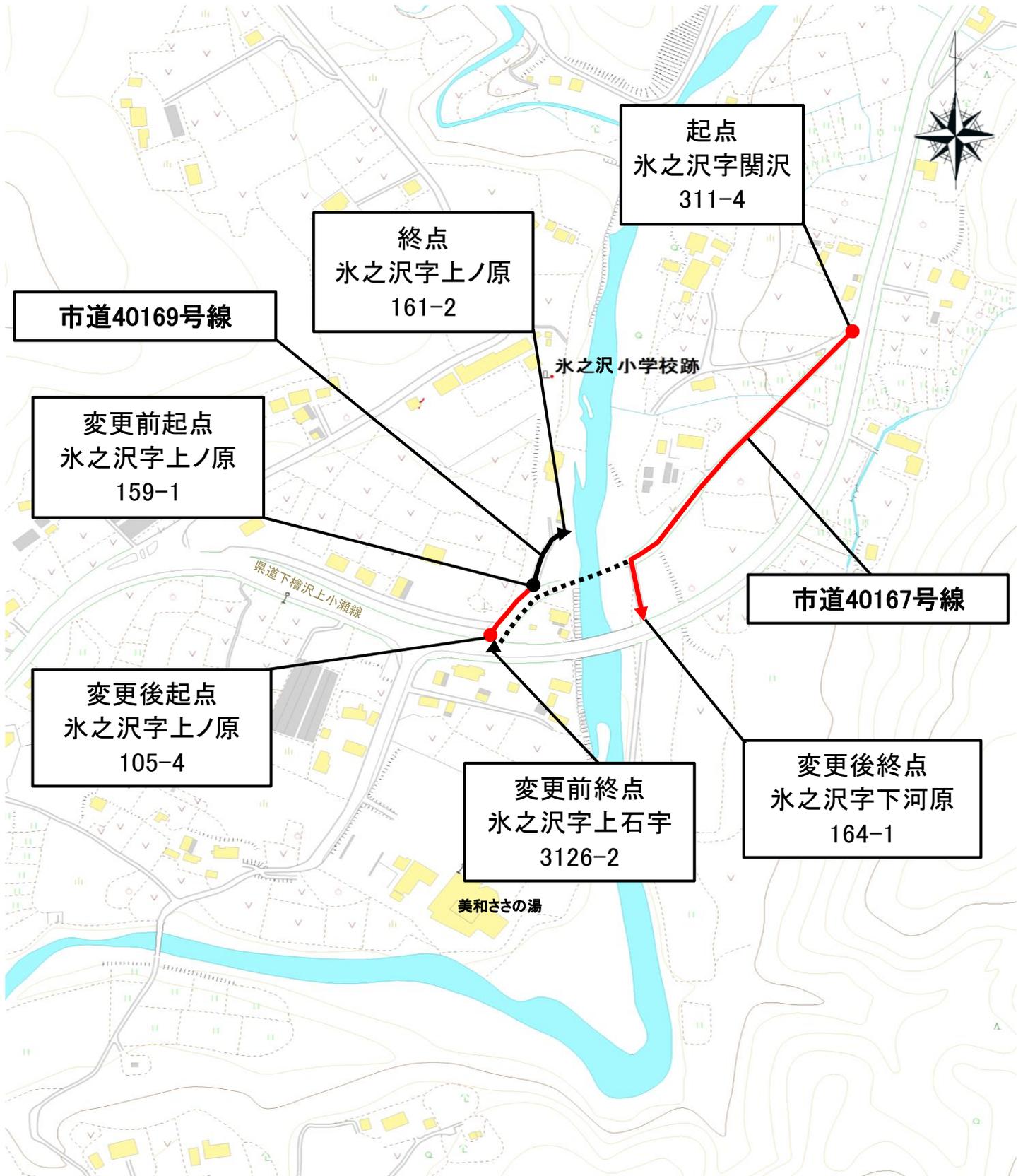
（提案理由）

県の道路改良事業に伴い、市道を短縮及び延長するものです。

変更路線位置図



変更路線図



議案第 28 号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
10180 号線	上町 928 番 4 地先	上町 923 番 2 地先	19.01	2.20～ 4.20
10194 号線	中富町 1064 番 1 地先	南町 1068 番 6 地先	33.60	3.50
61173 号線	下伊勢畑字下古屋 1299 番 1 地先	下伊勢畑字下古屋 1299 番 1 地先	27.23	1.90～ 2.00

令和 8 年 2 月 25 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

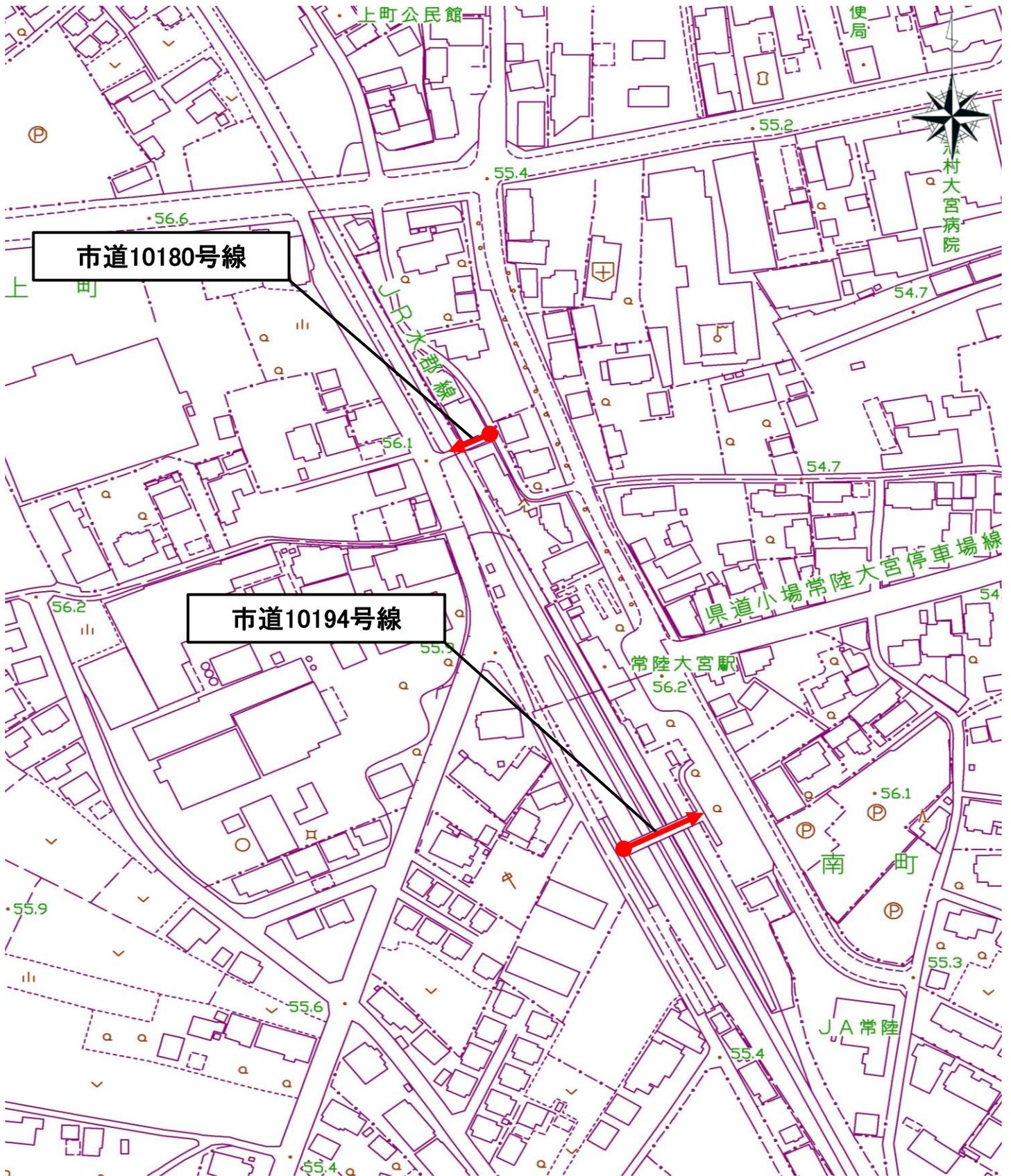
（提案理由）

上町踏切及び常陸大宮跨線人道橋の廃止並びに用途廃止申請により、公共の用に供する必要がなくなったと認められる路線を廃止するものです。

廃止路線位置図



廃止路線図



廃止路線図



議案第29号

公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について

下記のとおり公共施設等運営権を設定し、及び指定管理者を指定するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 公共施設等の名称

常陸大宮市花立自然公園

2 公共施設等運営権を設定し、及び指定管理者に指定する団体

大阪府東大阪市楠根三丁目9番19号

株式会社R e n t

代表取締役 北田 尚斗

3 公共施設等の立地及び規模

(1) 立 地 常陸大宮市高部4611番地の1

(2) 敷地面積 88,000㎡

4 公共施設等運営権に係る運営等の内容

(1) 施設の運営に係る業務（天体観測施設を除く。）

(2) 施設の維持管理・保全に係る業務

5 公共施設等運営権の存続期間及び指定管理者の指定の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第30号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市小舟1234番地の2
常陸大宮市やすらぎの里公園

2 指定管理者に指定する団体

東京都世田谷区代沢二丁目25番7号下北沢ヒルズ1
株式会社F o u n d i n g B a s e
代表取締役 山本 賢司

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第31号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市山方5858番地の4
常陸大宮市パークアルカディア（御城展望台を除く。）

2 指定管理者に指定する団体

東京都新宿区新宿二丁目1番12号PMO新宿御苑前2階
株式会社ダイブ
代表取締役 庄子 潔

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第32号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市岩崎717番地の1
道の駅常陸大宮

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市岩崎717番地の1
元気な郷づくり株式会社
代表取締役 鈴木 定幸

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第33号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市鷲子272番地
道の駅みわ

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市鷲子272番地
株式会社ふるさと活性化センターみわ
代表取締役 鈴木 定幸

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第34号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、下記のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

常陸大宮市小舟2810番地の1
常陸大宮市緒川物産センター「かざぐるま」

2 指定管理者に指定する団体

常陸大宮市小舟2810番地の1
おがわ地域振興株式会社
代表取締役 鈴木 定幸

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

議案第40号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 中嶋 正夫
●●●●年●●月●●日生

令和8年2月25日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

人権擁護委員 中嶋 正夫 氏が令和8年6月30日で任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員として法務大臣に推薦したいため、提案するものです。